

## 第七節 對佛交渉

第一款 一般事項に關する交渉<sup>1</sup>

交渉提議 明治二十七年七月陸奥外相は在巴里會禰公使に對し、「英國との交渉は殆ど完了し新條約近々調印せらるべきにより、適當なる機會を捉へ條約改正に關する佛國政府の内意を探るべし」と訓令し、佛文にて作成の日佛通商航海條約案を送付した。右訓令中陸奥外相は條約改正の要點として左記の諸點を掲げた。

(一) 本條約改正に於ては一切の事項に關し相互的たるを期す。従て從來外國人に許容せし一切の片務的條約規定は削除すること。

(二) 關稅協定、居留地及び日本の工業所有權及版權萬國同盟加入に關する片務的規定は議定書中に移すこと。

(三) 改正條約實施と同時に外國領事裁判權は廢止せられ日本全國は開放せらるべきこと。

(四) 改正條約は今後五ヶ年以内に實施せらるべきこと、尤も日本政府より右一ヶ年前に豫告を爲すべく、又右豫告を爲す際に公布の諸法典が實施せられ居るべき旨を約束する外交文書を交付すること。

(五) 重要輸入品には協定稅率を課すべく其の他の物品は一般國定稅率に服すること。

(六) 改正關稅の關する限りは新條約批准交換一定期間後に實施せらるべきこと。従て右實施期は各國との新條約調印の日如何によるも少くも批准交換後六ヶ月以内たるべきこと

(七) 通商航海に關する一切の事項に付最惠國待遇を保障すること。

右訓令により會禰公使は明治二十七年七月二十八日佛國外務大臣アノトー Hanotaux と會見したが、同外相は

交渉時機未だ適當ならずとの理由により一旦何等の意見發表を回避した。八月九日に至つて主義上交渉開始に應ずる旨を通じて來たが、先づ日英改正條約文の一覽を希望し、又交渉委員としては前在本邦佛國公使シエンキウキツ Sienkiewicz を任命する積りなるも、在本邦佛國公使アルマン Jules Harman の意見をも問合したし、このことであつた。依て八月十六日陸奥外相は日光滯在中の佛國公使を東京に呼び寄せ之と會見し、好意的意見を本國政府に上申すべきを依頼した。右に對し佛國公使は個人の意見としては條約交渉は寧ろ日清戰爭終了後開始せらるべきを可なりとせるものであつたが、外相よりの特別依頼により本國政府に電報上申するところあつた。即ち「日本政府の條約改正は既に英國とは條約調印済み、米國とも近々改正條約締結を見るべき筈なること、又佛國との條約改正交渉は巴里に於て開始するを適當と思ふこと、尤も公使としては右交渉を日清戰爭後に延期するを可と認む」とした。右佛國公使より本國政府に對し巴里交渉を可とすとの意見を上申した所以は、佛國政府に於ては井上外相以來の條約改正沿革に照し東京に於て交渉するを便宜とする意見有るものの如く見えたから、右意見を覆す爲め陸奥外相より特に依頼し右様電信を發するに至つたものである。

然し佛國政府は右在本邦佛國公使より交渉延期を可とする意見を具申した爲めか、休暇其の他を理由とし依然として交渉開始を肯じなかつた。陸奥外相が探知したところによれば、同公使は在横濱佛國商社の重立つたものに條約改正に關する意見を諮問したところ、彼等の間には治外法權撤廢に對し相當の反對あり、且つ日英新條約に於て外國人に對し土地所有權を與へて居ない點に付、佛本國に於て日本人に土地所有を許し居ると對比して相互的でないと反對するものもある模様であつた。右本邦在留佛國人の意見は當然本國政府に通報せられ、旁々佛國政府は條約改正交渉に熱心でなかつた。會禰公使が督促怠らなかつた結果、夏季休暇後の九月二十九日に至り漸く佛國外務大臣アノトーより會禰公使に宛て、本邦提案を佛國商務省及在本邦佛國公使に送付し研究せしめることとしたから、其の意見回示

を俟つて佛國政府の正式意見を申出る旨回答した。其後十月二十日に至り佛國政府は前記シアンキーヴキツ公使及通商局長ボンパール Bonparb を正式に交渉委員として任命したことを通告し、一般條約事項に付てはシアンキーヴキツ公使、關稅事項に付てはボンパール局長擔當すると申入れた。併し其後に於ても佛國政府は容易に本邦提案に對する正式意見を提出することなく、時々會禰公使はシアンキーヴキツ公使に接觸し斷片的に之を承知するに過ぎなかつた。十二月八日に至り漸く第一回條約改正會議を開催することとなつた。同會議席上ボンパール委員は本邦提案は大體に於て異議なきも右に對する修正對案は追て提出すべきこと、及び佛國政府の最も重きを置くところは關稅協定問題と土地所有權問題なることゝを述べた後、關稅協定に付ては葡萄酒其の他數品を追加し、且つ右稅率案に對し多少の減額をなしたとして三十五品目に互る協定稅目對案を提出した。後者に付ては日本政府に於て條約上土地所有權を外國人に許し難き特別の事情あるならば、議定書中にも日本政府は早目に此權利を外國人に與へる希望を持つて居る旨記入する様致したいと述べた。而して其後十二月二十一日に至り漸く佛國委員側より通商航海條約案に對する對案を正式提出するに至つた。

**佛國對案** 右佛國對案は二十六ヶ條となつて居るが、本邦提案十九ヶ條に對し七ヶ條を増加した理由は

- (一) 本邦提案第一條及第二條の規定を分類して修正案第一條乃至第五條と爲し、且つ右對案第一條第一項には兩締約國間に通商航海に關し完全なる自由あるべきことを規定し、同第三項に於て本邦提案第一條第一項中に規定せる入國の自由を削除する代りに商業の外工業及農業に従事し得べきことを規定し、第四條第一項に於て兩締約國民は商業の外工業及農業に従事し得べきこと及長期の借地權に付國民待遇及最惠國待遇を有すべきことを規定し(修正案第六條乃至第十四條は本邦提案第三條乃至第十一條に等し)、

- (二) 對案第十五條に於て新たに兩締約國の軍艦の他方の領土に於ける入港の自由に付最惠國待遇を規定し

- (三) 第十六條に於て定期郵便船の特權に付相互的規定を設け(修正案第十七條乃至第二十一條は本邦提案第十三條乃至第十六條を移せるものである)、

- (四) 第二十二條に於て日英條約第十八條に準據し居留地處分に關する規定を設け、及

- (五) 第二十三條に於てアルゼリアに本條約を適用すべきを規定した爲めである。

(六) 又對案第二十四條に於ては本邦案第十七條に於て改正條約實施と共に安政條約等による諸特權は喪失すべきを規定するに代へ、改正條約に於て變更せられざる限り兩締約國に存する一切の舊條約は其の儘效力を存續すべきことを定めた。

(因に第二十五條及第二十六條に於ては本邦原案第十八條及第十九條を採用した。)

尙佛國對案に於ては本邦より提出の佛文改正條約案は佛文として妥當ならざるところありとて字句の上に於て種々修正を加ふところあつた。

其の後交渉は明治二十八年に入つても遅々として進捗せず、殊に其の難關は次款に於て述ぶるところの關稅協定問題に付てであつた。本邦側に於ても右佛國の遷延的態度に鑑み、明治二十八年一月三十一日陸奥外相より會禰公使宛電報を以て、「佛國政府は條約改正の重要性に關する本邦の眞意を了解して居ないものゝ様だから必ずしも交渉を急がず佛國政府よりの最終要求出揃つた後を俟つて交渉を開始するを可とす」と訓令した。而して佛國對案の送付を命じ之に査閲を加へた後、漸く三月七日に至り之を基礎として交渉を始むべきを訓令し、右に對する本邦政府の意見を電報した。其後に於ても關稅問題の外第一條第三項農業經營問題、第四條第一項長期借地權問題、第十六條郵便船の特權、第二十四條現行條約による特權尊重問題に付容易に妥結を見るに至らない中に再び夏季休暇に入つた。休暇開け後交渉再開に際し、九月五日西園寺外相代理より會禰公使への電報によれば關稅協定以外の未決問題は尙十二件

に上つて居た。

**佛國修正對案** 其の後佛國委員に於ては兩國委員交渉の結果を纏めたものを最終修正案として明治二十八年十月二十七日付を以て提出するところあつた。同修正對案は附屬税目の外

(一) 條約本文二十五ヶ條

(二) 議定書三節

(三) 法典實施に關する外交文書案

とより成つて居た。右條約本文に於て前對案に比し一ヶ條を減じたのは第十條(本邦提案第七條)に於ける兩締約國所屬船舶の積載貨物に對する内國船待遇を削除した爲めである。

右佛國修正對案に付十月二十七日會禰公使は西園寺外相代理に對し、關稅問題以外の一般條約案に付ては最早郵便船の特權及關稅支拂用通貨の問題に關し意見一致しないのみであるとし、兩件に對し諍訓するところあつた。前者に關する佛國修正對案に於ては「定期郵便船は入港の際當該國官憲より抑留を受くることなし」との一種治外法權的特權を規定せんとするに在り、後者に對する佛國對案に於ては「關稅支拂には當該國の法貨による限り其の種類如何を問はず差支なきこと」を規定せんとするに在つた。結局前者は本邦側之を承諾し、後者は本邦側に於て其の必要な主張し、佛國に於て之れを撤回した。其後佛國側に於て關稅協定問題に付依然其の主張を固持した爲め、交渉は翌年迄持ち越され、漸く明治二十九年八月四日に至り佛國修正對案を基礎とし日佛條約は巴里に於て調印せられるに至つた。

**日佛條約**

日佛改正通商航海條約中本邦提案と異なる點を摘記すれば次の如くである。

(一) 第一條第一項に於て佛國對案の趣旨を採用し、兩締約國間の通商航海に關し完全なる自由あるべきを規定せること、右は佛國委員に於て本邦が安政開國以前鎖國を實行した沿革もあるに付本邦提案第二條第一項に同趣旨を

規定するを以て不充分とし、之れを條約の冒頭に規定することを主張したものである。

(二) 第一條第二項に於て兩締約國民は其の身體及財産に付完全なる保護を有すべしとのことを特掲した。右は本邦提案第一條第一項後段の規定を特に重視するの趣旨を以て別に一項を設けたものに過ぎない。

(三) 第一條第三項に於て兩締約國民は相互に入國の自由あることを削除し、又第四條第二項に於て農業に關する一切の事項に付最惠國待遇を約したること、蓋し當時本邦に於ては移民問題を重視して居なかつたから、前段修正には何等の異議なく之を承諾し、後者に付ては佛國對案第一條第三項中に農業に従事し得べきことを規定せんとするに對し、右は國法により定めらるべきものであるとして強硬に反對し、同様佛國對案第四條第一項に於て農業の爲め土地、家屋を借入れ得べきことを規定するに付ても異議を稱へ、結局前記第四條第二項に農業に付最惠國待遇を規定するにより妥協した。

(四) 佛國對案第四條第一項中に於て兩締約國民は住居、及商工、農業經營の爲め長期の借地權 *Long bail ou bail emphyteutique* を規定することに付ても、本邦側に於て異議あつたが佛國側に於て土地所有權の代りとして之を強硬に主張したから、内國民又は最惠國民と同様國法遵守すべき條件の下に之を許すことに同意した。

(五) 佛國修正對案第七條に於ては、本邦提案第四條及佛國對案第七條に對し根本的に字句を改正し、締約國產物は輸入税に付同一條件の下に第三國より輸入せられる同種物品と同様の待遇を受くべきことを規定した。右輸入税に關する最惠國待遇に對し特に「同一條件なる」字句を附加するは一般通商航海條約に見ないことであつて、從て右條修正を提議するに至つた佛國側の意圖は怪しむべきものあつたけれども、會議の際何等問題もなく本邦側は直ちに之に同意した。蓋し佛國に於て他國との條約に其の例を見ない右様字句の挿入を提議した理由は、後述の通り佛國側に於て、極東產貨物に對し勞銀低廉なりとの理由により、歐洲產同種貨物に比し高き差別關稅を課

さうとする意圖を有つて居たから、右差別待遇を爲し得る餘地を留保する爲めと推測せられる。又佛國修正對案に於て内外船均等待遇に關する本邦提案第十條を削除したことも、本國と佛國植民地に於ける貨物輸入税に於て、佛國船積載貨物と外國船積載貨物との間に差別待遇を規定する爲めとも推測せられる。

(六) 佛國修正對案第十四條に於て、軍艦の自由入港に關する規定を設けたのは、右安政條約の下に佛國政府が出張したのとは異り、單に最惠國待遇を規定したに止まるから、本邦側に於て何等の異議なく之に同意した。

(七) 佛國修正對案第十五條に於て、定期郵便船の入港に對し一種の治外法權的地位を與へることに付ては、本邦側に於て大に異議あつたのであるが、結局本邦側に於て最後に之に同意を與へたことは前に述べた通りである。

(八) 佛國修正對案第十八條に於ては、一般通商航海に關する事項のみならず工業・農業及財産に關する一切の事項に付無條件最惠國待遇の規定を要求したが、本邦側に於ては安政條約に於ける苦き經驗に鑑み、無條件最惠國待遇は各國間の一般通商航海條約の例に倣ひ、之を通商航海に關する一切の事項のみに限定することを主張し同條に於ては通商航海及工業に關する事項のみを掲げ農業・不動産所有權に關する最惠國待遇に付ては前記第四條末項に於て之を規定することとした。

(九) 佛國修正對案第十九條に關し、佛國委員は最後に至り「佛國に於ては領事職務條約により種々の特權を相互條件の下に第三國領事官に與へ居るに因り、本條の下に日本領事官に對し無條件に最惠國待遇を與ふるを得ず」と主張したるに付右領事特權等に關する最惠國待遇に付ては「相互の條件を以て」なる字句を附することとなつた。

(十) 佛國修正對案第二十二條に於て佛國側は「アルゼリア」に對しては直ちに本條約を適用し、其の他の佛國植民地に對しては在本邦佛國代表者より二ヶ年内に其の加入を申出でたる地域に限り適用すべきことを提議した。本邦

に於ては右植民地の加入に付改正日英條約第十九條第二項に於て同様の規定を承諾した關係もあり直ちに同意を表した。尤も當時右に關聯し本邦政府部内に於ては新植民地たる臺灣を新條約の適用區域より除外するの可否に付議論があつたが、陸奥外相は之を新條約の適用區域に其の儘包含せしめて差支なしとした。

(十一) 佛國對案第二十四條に付ては本邦側に於て強硬に之を否認した結果佛國修正對案第二十三條に於ては日英條約第二十條同様本條約は嘉永安政兩條約、慶應二年の江戸改稅約書及之に附屬する一切の諸約定に代るべきものと規定し、又本條約實施と同時に右諸條約による特權は消滅に歸し領事裁判權は廢止せらるべきことを規定した。

(十二) 佛國修正對案第二十四條に付ては條約交渉略々妥結に近づいた際、明治二十九年五月十九日陸奥外相は曾禰公使に對する電訓中に於て、明治三十二年七月十七日日英條約實施せらるべきことに決定せるに付日佛條約も同一期日に實施せらるゝこととなる様大に行文に注意すべきを改めて訓令し、曾禰公使に於ては五月二十二日回電を以て之を了承し、「本條約は調印の日より少くも三個年の間は實施せられざるものとす」と規定せられた。然るに其後絹織物關稅に付交渉長引き漸く八月四日に至り調印せられたに拘らず、右第二十四條に對し何等の修正を加ふることなく調印せられた爲め日佛條約は明治三十二年八月四日より實施するの外なきに至つた。

交渉開始以來二年有半遅々として進捗を示さなかつた日佛交渉の難航の始末は上述の通りであるが、要するに佛國側に於ては保守的傳統に捉はれて既得の權利の保持に執心し、我が改正提議を喜ばず常に小問題にも拘泥し、自説を執つて譲らず、又後述關稅問題に付ては彼國の複關稅制度上行政當局の交渉範圍の著しく限定せられた結果交渉に種々困難を感じたのである。又我國側に於ても日清戰爭、三國干渉、大臣の更迭等にも禍せられ、且又事務上に付ても條約正文として佛文を使用することとなつたところ、當時外務省と在外公館との間には佛文電信暗號のなかつた爲め

か、屢々西園寺外相代理と會禰公使との間に意思の疎通を缺く場合があつた。是等事情を絡んで談判は遷延に遷延を重ねた始末で、明治二十九年五月中病體の陸奥外相は、其の退職前露國皇帝戴冠式に參列の爲め特派大使として渡歐する山縣侯爵に依頼し、直接會禰公使に對し條約改正促進方を促すが如きこともあつた。漸くにして改正日佛條約は前記明治二十九年八月四日大隈外相時代に巴里に於て調印せられたが、其の調印の際不注意により、條約實施期日は日英其の他の諸條約と異り明治三十二年八月四日より成り、之が爲め新條約實施上種々の不便を醸した。斯く彌久二ケ年有餘の長日月を費して調印せられた日佛條約は、本邦に於ては明治三十年一月二十日大隈外相より御批准を奏請し、四月六日樞密院に之を御諮詢あらせられたが、其後佛國上下兩院に於て容易に承認を與へず、漸くにして下院は明治三十年十月二十九日、上院は十二月二十三日之を可決した次第で、爲に我に於ても明治三十一年二月一日御批准あらせられ、同三月十九日東京に於て批准書交換を見るに至つたのである。之が爲に後述對澳條約の調印延期と相俟つて條約實施上の手違ひを生じ、折角日英條約締結の際青木公使の盡力により新國定關稅率のみは五ケ年の豫猶期間を俟たず日英條約批准交換一ヶ月後實施することゝなつて居たのに拘らず、右規定は殆ど空文に歸し本邦國定關稅率は漸く明治三十二年一月一日より實施せられることゝなつた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷四一四文書以下

## 第二款 關稅問題に關する交渉

**協定要求** 日佛貿易關係は明治二十三年乃至二十五年平均に於て本邦より佛國への輸出額千三百八十五萬五千圓、佛國より本邦への輸入額三百四十四萬一千圓であつて、貿易上佛國は本邦に對し甚だ強者の地位にあつた。尤も本邦より佛國への輸出額中約千十六萬六千圓は絹工業の原料としての無稅品たる生糸類であるから、之を除外すれば大體に

於て日佛貿易額は均衡を得て居つた。佛國に於ては一八九二年（明治二十五年）新たに複關稅制度を採用した爲めに佛國當局は關稅上交渉範圍を限定せられ、我が交渉にも困難を加へた。上述の如く本邦は佛國に對し貿易上弱者の地位に在るに拘らず、佛國の日本に對する主要貿易品たる葡萄酒・シャンパン・香水類・機械類等は其の性質上又は其の本邦への輸入額僅少なるが爲め、陸奥關稅協定方針に照し協定を承諾することの出来ない種類のものではあつた。佛國政府は之に頓着せず此の種多數の物品に付低率の協定を要求し、本邦に於て之を承諾しない以上前記複關稅制度の手前、日本に對しては少數物品に對する外最低稅率の利益を與へられないと主張し、更に最後には軍艦注文要求迄持ち出した。又實銀低廉であるとの理由により、本邦產絹織物に對し歐羅巴產絹織物よりも高率な差別的關稅を課することを主張する等愈々交渉多難を極めたのである。

明治二十七年十二月八日第一回條約改正會議開催の際、會禰公使に對し三十五品目に互る稅率協定を要求して來た。右佛國要求の協定品目は陸奥外相提出の協定原則を無視せるものであり、本款末に示すが如く頗る廣範圍に亘つて居り而も其要求するところの稅率は井上條約改正當時の決定以下に輕減を要求せるものも少なくなかつた。今其の内容を調査するに本邦提案に於て佛國との協定を同意せるは要求稅目案中一、三、四、五の内絹綿繻子、八、一一の六品目であり、（第七章第一節第四款參照）内既に日英條約中に協定稅率として掲げられたものは二、三、五の内絹綿繻子、六、九、一〇、一一の七品目であり、又獨逸と交渉により協定することに決定せるもの一、四、八、二七、三一及三五の七品目である。尤も右の中モスリンに付ては本邦提案及獨逸との協定共從價一割なるに對し、佛國は從價五分を要求した。之れ以外に佛國が協定を希望するものは五の内絹綿繻子、七、一二乃至二六、二八乃至三〇、三二乃至三四の二十三品であつた。

**會禰詰訓と陸奥訓令** 陸奥外相は右佛國よりの協定稅目對案に對し、十二月十八日付を以て「本邦提案によるも佛國

よりの輸入額中協定物品の占める割合は七割二分の多きを占め、之を英國の六割五分、獨逸の六割三分、米國の五割八分であつたのに比し、最も有利な關係にあつたのである。本邦提案に掲載せられて居ないところの佛國よりの輸入品で本邦の採用する協定原則五萬圓以上に上るものは武器彈藥及クロール酸加里及葡萄酒の三品に過ぎない。然るに右三品中前二者は本邦に於て其の性質上重税を課し難いものであるから協定するの必要なく、又葡萄酒は財政收入上協定に同意し得ないものである。加之協定物品に對する佛國要求の税率案は井上條約改正會議に於て佛國委員の同意せるもの即ち大隈條約所定のものよりも一層低く、殊にモスリンに付ては現行の江戸改稅約書による從量税率による現市價に對し從價六分五厘に相當するに對し、夫れよりも低率を要求するものである。依て本邦としては佛國に對し其再考を求めざるを得ない。此の際本邦として同意し得べき限度は佛國要求品目の七、懷中時計（金又は白金製）（從價一割）を追加し得べきのみである」とした。蓋し右懷中時計は本邦原提案に於て米國との間に協定を許し、佛國には最惠國待遇により之に均霑せしめることゝなつて居たが、米國は協定を辭した爲め、陸奥外相は改めて本品に對する協定を佛國に提議したものだと思はれる。

右陸奥外相よりの強硬な訓令に對し會禰公使は明治二十七年十二月二十三日付を以て「佛國は列國との條約交渉上常に必ず葡萄酒及シャンパンに對し關稅協定を固守する方針を採つて居るから、本邦政府に於ては右兩品及將來關稅保護の必要な物品例へば一二の武器彈藥、二二の印刷機械、二七の鹽酸加里等に付協定を同意し、其の他の物品は斷然拒絕すべし」との意見を上申し、他方佛國政府に對し本邦に於ては佛國對案の如き多數の物品に付税率協定を同意し得ない理由を説明した。

明治二十八年一月二十一日會禰公使は更に回電して「佛國政府は上記佛國協定要求品目の中現在の輸入額五萬圓以下であつても將來有望なものは撤回出來ないと述べ、僅に二六のバター、二七の鹽酸加里、二八の衣裝類（帽子を除

くは）、二九のオリブ油、三〇のキルク、三一の藥品類、三二、三三の硝子類、三四の鈕釦、三五のフランネルの十品目を撤回することを申出で、同時に四の蘇木越幾斯及八の内一般毛織物に對しては從價一割を同意するに至つたが、八のモスリンに對しては依然として從價五分を固持する」旨を報じた。右に對し陸奥外相は三月七日付を以て「佛國側に於て依然として本邦關稅協定原則を無視し多數佛國產品の爲め協定を主張する以上、本邦輸出品に關する佛國關稅の輕減即ち相互關稅協定を要求せねばならぬ」と電報した。右陸奥外相よりの相互關稅協定設定の我方要求に付て、會禰公使は佛國關稅制度上到底行はれるものでないと爲て、却て佛國協定要求品目中葡萄酒等苟しくも輸入年額五萬圓以上に達するものに對しては全部協定を承諾すべき讓歩案を稟請した。

其の後西園寺文相臨時外相代理時代に至つても交渉は進展せず、同外相代理と會禰公使との間の意見は屢々阻隔したが西園寺外相代理は七月十六日付を以て、「佛國側に於て七懷中時計に關する協定要求を撤回するを條件として、一二の葡萄酒（一割）、五の絹及絹綿繻子（一割）、一六の石鹼（普通）（一割）、一七の蠟燭（一割）に同意すべき旨を回電し、同時にモスリンに對する減稅は承諾し難く、又一八の寶石類、二二の印刷機械、二三の製圖器械等輸入額僅少な物品に對し協定を承諾する場合に於ては他の列國よりも同様輸入額僅少な物品に對し協定の要求を惹起する面倒があるとの理由により強硬に之を拒絕すべき」旨訓令した。其後も種々折衝の後一二の武器彈藥類、二一のサフラン、二四のバロメートル、及二五のテレスコープの四品目は佛國側に於て更に撤回し、結局八月八日に至り本邦側に於て佛國對案中同意し得ないものは一四のシャンパン（從價一割）、八の内モスリン白色のもの（五分）、染めたるもの（八分五厘）、捺染のもの（一割）、一五のコニヤック（一割）、一八の内假製寶石類（一割）、一九の雙眼鏡（一割）、二〇の香水類（一割）、二二の印刷機械（五分）、二三の製圖器械（一割）、の七品目が残るのみとなつた。次いで十月九日付を以て西園寺外相代理は「五萬圓以下の物品は協定品目中に包含すべからずとの原則は飽く迄嚴守するの必要ある爲

め、其の輸入年額二萬圓以下なるコニヤック以下の五品目は同意するを得ないが、懸案中の品目中シヤンパン、及モスリンの二品の協定は同意する。尤もモスリンの佛國要求税率從價五分は、其の原料たる毛織糸の協定税率從價八分と權衡を失するに付、佛國對案の如き從價五分の低率は同意し難い」と訓令した。尙同外相代理は右新讓歩の結果佛國協定輸入物品の割合は總輸入額に對し八割一分の多きに達することを説明した。

之に對し會禰公使は明治二十八年十月二十五日を以て「コニヤック以下の輸入額僅少な物品に對する協定拒絕の方針を堅持することは適當であるが、モスリンに對しては佛國提議の如く分類課税に同意するを可とする」旨重ねて稟請するところあつた。病後再執務の陸奥外相は十二月十三日付を以て「モスリンに對し佛國對案の通り三種に分類し其各自に別の從量税を設けることに同意する。尤も右從量税換算基礎は井上條約改正會議に於ける各國協定案が本邦提案通り從價一割であつたから、佛國に於て之れに異議のない筈、又モスリンの過去三ヶ年に於ける輸入總額は七百九十萬圓、右に對する關稅收入額五十萬五千五百圓、即ち關稅平均率六分四厘であるから、佛國提案を承諾する場合には關稅收入の上に甚たしき減少を見るに至るが故に到底同意し難い。尤も若しモスリンに付妥協を得たならば他の點に付ては更に考量する」と訓令した。

右陸奥外相の妥協的態度に拘らず佛國政府の態度は益々強硬となり、明治二十九年一月二十四日の會議に於て佛國委員ボンパールは詳細な陳述を試み「佛國は三十五品目の原案に對し十四品目を撤回したが、残り十九品目中日本側は僅に十二品目に同意したのみである。加之日本は新條約により佛國民に土地所有權を附與しない、又佛國領事に對しても佛國に於ける如き特權を與へない。依て此の上は佛國は一八九二年佛國關稅法の手前日本產品全部に對し最惠國待遇を與へる譯には行かぬ、上記佛國關稅法によれば佛國品に對し特に優遇を附與する國の產品に對してのみ全部の最低税率を附與し得ることになつて居る。現に最近締結の互惠條約の結果米國は僅に八品、又加奈陀は僅に十九品

のみに對し佛國に於て最低税率の利益を受けたに過ぎない。右米、加の例に則り日本產品に付ても條約上に特記するもの例へば生糸・屑糸・扇子及團扇・玩具・卓戲具の五品のみに限り最低税率を附與することにした」と提議した。斯くて日佛關稅交渉は將に暗礁に乗り上げようとするに至つた。會禰公使は之が打開の端緒を作るため従前本邦海軍が佛國に軍艦注文をしない點に付佛國政府が不愉快に感じ居ることを指摘し本件に關し何等か好意を示すの餘地なきやに付稟請するところあつた。之に對し西園寺外相代理は二月四日付を以て更に讓歩案を提出し「モスリンを二分類となし、(一)白色のものを從價八分半、(二)其の他のものを從價一割に同意することを提議し軍艦注文は條約改正とは全く別問題で取り擧げるべきことでない」とした。

其後病後再執務の陸奥外相は四月八日會禰公使に對し長文の訓電を發した。即ち右訓電中に於て、「去る四月四日には日獨改正條約も終に調印せられ今や大國としては佛國のみが未調印となつた。依て佛國政府に於ても出來得る丈け早く新條約に調印すべきである。然るに一月二十四日付佛國ボンパール委員の陳述によれば佛國政府は實際に迂なるものと言はざるを得ない。領事裁判權撤廢に對し佛國政府は新たに内地開放の利益を得、而も佛國人は内地に於て土地所有權は有しないけれども家屋の所有權其の他土地に付甚だ寛大な待遇を受けて居る。關稅問題に付ては安政條約の下に外國品は日本に於て僅かに從價三分位に過ぎない低率なのに對し、日本品は佛國等複關稅制を採用する國に於ては報復關稅にも比すべき最高税率を受け居る。右現狀は固より新條約締結の出發點とすることは不公平である。佛國委員は一八九二年三月十五日制定の佛國現行關稅法の規定を云爲し、米國及加奈陀との例を採つて日本に適用しようとするも、右は全く妥當でない。該兩國共日本と異なり高率な保護關稅を維持して居る。即ち加奈陀は一八九三年二月六日締結の佛加互惠協定により佛國品に利益を與へ居ると云ふも、右により佛國の受ける利益は僅かに佛國より加奈陀への輸入額中僅々一割に過ぎない。之れに反し既に佛國產品は日本への輸入總額中八三%の多きに對し協定の

利益を受け各國中最も有利な地位に立つことゝなつた。即ち獨逸に於てすら新條約の下に七十一%の協定利益を受くるに過ぎない。又日本に於て協定稅率の利益を受ける佛國物品の日本への輸入年額は三百六十萬圓の多きに達するに對し、新條約の下に一八九二年佛國關稅法の規定に基き佛國に於て最低稅率の利益を受けるに至るべき日本品は對佛輸出總額僅かに三十萬圓、即ち僅かに其の一・五%に過ぎない。其の他の物品は例へば生糸等の如き條約の有無に拘らず一切無稅待遇を受けるものである。從て日本品は米加等に倣ひ限定的最惠國待遇を受くべしと云ふが如き佛國の主張は到底同意し難いところである」と佛國委員の主張を反駁した。

斯く陸奥外相は佛國委員の新提議に對し強硬な反對を示した爲め佛國側には右限定的最惠國待遇附與の主張を撤回した、又本邦側に於ては獨逸との協定談判結了等の爲め、強ひて輸入金額五萬圓以下の物品に對する非協定原則を固守するの必要なに至つたから、更に懸案中の物品中假製寶石類、双眼鏡、香水類、印刷機械、製圖器械に對しても協定を同意するに至つた。茲に至り佛國側に於てもモスリンの分類課稅に關する本邦對案に同意し、且つコニヤック、サフラン、バロメートル、テレスコープに對する要求を撤回し、五月七日の會議に於ては流石の難問題も解決を見るに至つたが、結局本邦は佛國提案三十五品目中十九品目に付協定に同意することゝなつた。（註 款末日佛協定品目表參照）

**關稅差別課稅の問題** 然るに明治二十九年五月七日の會議に於て佛國委員は改めて關稅協定妥協案を承諾するに當り、其の條件として佛國政府に於ては歐洲及極東の間には其の生産條件に差異あるにより、或る物品例へば絹練糸及絹織物に對し歐洲產と極東產との間に異なる關稅を課すことを可とするや否や審議中である。依て佛關係當局が今後如何なる決定を爲すも自由なるべきことを留保する趣旨の公文交換を條約調印の際兩國全權との間に行はんことを提議した。更に五月九日に至り佛國と各國との通商航海條約中の例に倣ひ、修正對案第七條輸入稅に關する最惠國待遇は

一ケ年の豫告を以て何時にても相互に廢棄し得べきものとなしたいと提議した。右に對し本邦側は後者に付ては會禰公使の意見に従ひ右様最惠國待遇失效の場合には同時に協定稅率も失效すべきこと、其の代りに右第七條廢棄權は佛國側のみ片面的に有することとし同意したが、前者に付ては容易に同意を表しなかつた。即ち極東產絹製品に對し差別待遇を課すべき權利を留保したしとの佛國側の突飛な提議に對し、陸奥外相は五月二十八日付電報を以て「本邦より佛國への絹織物輸出額は明治二十七年に於て二百六十萬圓の多きに及び、モスリンの佛國より本邦への輸入額二百九十萬圓と相伯仲する。斯くの如く重要な本邦生産品に對する差別待遇は甘受することは到底同意するを得ない。若し佛國側に於て強ひて之を主張せば改めて葡萄酒、シャンパン、假製寶石類及香水の四品（輸入總額三十萬圓）に對する協定の要求を撤回すべし」と主張した。佛國側は右陸奥外相の提議に應ぜず、地域別に差別關稅を課するは條約の規定上佛國に於て當然有すること、現に佛國に於ては砂糖に付歐羅巴產と非歐羅巴產との間に輸入稅に付差別待遇を爲し居り、歐羅巴產砂糖に對しては百厘に付六十七法を課し非歐羅巴產には六十法を課して居る。即ち新提議は條約上佛國政府に於て有する權利を念の爲め公文交換により明確にして置かうと欲するに過ぎない。若し日本政府に於て之れを發表すへき公文交換を行ふことを好まぬとならば、右趣旨を條約改正議事録中に双方委員間の問答體に掲載し置くことゝして差支ないと提議した。

之に對し西園寺外相は明治二十九年六月五日付を以て「佛國に於て後段述べるところの關稅評價に關する提議を撤回する場合には、極東產絹織物差別關稅設定の留保を議事録中に載することに同意する。尤も議事録中の用語は注意を加へ、佛國政府に於て新權利を獲得せるものでなく、單に條約締結前に存した現狀を記述する趣旨に止めねばならぬ」と訓令した。然るに佛國政府は單に現狀を説明する趣旨の用語を用ふるのみでは満足せず、種々交渉の上結局八月四日佛條約調印の際佛國委員より「新條約上日本產貨物は佛國に於て最低稅率の適用を受けるに至つたが、佛國



に於ては歐羅巴及極東に於ける生産條件の差異あるにより、極東産絹練糸及絹織物の兩品に對し差別的輸入税を課することを可とするや否やに付審議中である。尤も右の極東製産物に對し差別關稅制定せられる場合に於ても、日本産品に對し適用せらるべき輸入税は第二稅率即ち最低率である。佛國政府は豫め右に關する佛國政府の意向を日本政府に通告し置くの必要を認む」と陳述し、會禰公使に於ては論議を用ひず其の儘右陳述を諒承することとし之れを議事録に記載することとなつた。尤も會禰公使と佛國委員と協定した議事録原案に於ては前記佛國委員よりの留保的申出でに對し、會禰公使より條約上最惠國待遇の保證ある場合に斯く歐羅巴産と非歐羅巴産との間に差別關稅を適用せられ居る實例ありやと質問し、之に對し佛國委員は前記砂糖の實例を陳述し、之に對し會禰公使は日本政府に於ても同様の方法により、日佛協定稅目に掲げて居ない物品に對して差別關稅を適用し得べき權利を留保した上、右佛國政府の陳述を諒承することとなつて居たが、西園寺外相は右差別關稅に關する問答は却て將來に疑義を生ずるの虞あるものとし、是等字句を削除せしむることとした。

蓋し非歐洲産貨物に對する本差別關稅問題に關し、當時佛國に於て歐洲産砂糖に付非歐洲産に比し百基に付七法丈けの高關稅を課して居たことは事實であるが、右は歐羅巴各國に於て何れも當該國生産甜菜糖に對し輸出獎勵金を附與して居た爲めであり、之れに反し非歐羅巴産の砂糖は全部甘蔗糖であり、又甜菜糖に於けるが如く獎勵金を受け居るものなき事情があつたのである。尙其の後一九〇六年（明治三十六年）ブラッセル國際砂糖會議により、右様甜菜糖に對する獎勵金は一切廢止せられることとなり、從て佛國關稅法による差別關稅も廢止せられることとなつた。之に反し其後佛國政府は前記日佛條約調印の際爲した留保に従ひ關稅法を改正し、極東産絹練糸及一般絹織物に對し歐洲製産品よりも約二倍に相當する最低稅率を設けることとなつた。即ち一般極東産絹織物に對し最低稅率每百基九百法、最高稅率千五百法、之に對し歐洲及其の他産物のは最低稅率每百基四百五十法、最高稅率九百法（伊國産六百

法）とした。尤も佛國に於て加工再輸出用の原料品となるべき極東産生羽二重、甲斐絹、絹紬、富士絹に對しては特

に最高六〇〇法最低共三百七十五法なる低稅を設けることとした。

**評價及通貨の問題** 其の他日佛條約交渉中佛國委員は

- (一) 議定書第一條による國定稅率實施期を批准交換六ヶ月後となすことを主張し、且つ
- (二) 稅關に於ける評價、及
- (三) 支拂に使用し得べき通貨に關し要求するところあつた。

之に對し本邦側に於ては(一)に付ては既に日獨條約に於て同意せることであるから之れを承諾した。然るに(二)に付佛國側要求は附屬議定書中に於て「課稅評價に關し稅關と輸入商人との間に爭議を生ずる場合には専門的知識を有する第三者を選定し評價額を査定せしむべく、右査定額が商人申告額の上に一割以上を出でないときは申告の額により課稅し、右査定に要する費用を稅關側にて受持つべく、然らざる場合には査定額により課稅し、査定に要する經費は商人側に於て負擔すべし」との規定を挿入すべしと云ふにあつたが、本邦側に於ては斯かる綿密な新規定を設けることを欲せず、單に從來に於ける評價規則即ち商人側に於て稅關評價に不服ある場合には稅關は右評價を以て買上げる義務ありとする規定（安政五年日佛條約第十五條）を、改正條約實施の時迄存続するに止めたいと主張した。佛國委員は右妥協案を容易に同意しなかつたが、最後に至り極東産絹織物關稅問題妥結に際し之れに同意した。尤も右本邦提議の趣旨は議定書第一節末項に包含せられるものであるから、改正條約中に稅關評價に付何等規定しないこととなつた。尙本件に關する交渉中陸奥外相は稅關評價問題を本邦國法に讓る場合に於ても、何等外國人に對し不公平な措置を生ずる様な事態のあり得ないことを明かにする爲め、日本商人の手により行はれる貿易額は既に本邦全體貿易額の四分の一の多きに達すと述べた。以て當時本邦貿易上外國商人の占める割合は依然大なりしを推想するに足るものが

ある。(三)に對し佛國委員は苟くも國內に於て通用する法貨たる限り金銀を論ぜず一切の法貨は關稅支拂ひに使用し得べき趣旨の規定を議定書第一節中に挿入すべしとの提議は伊國及瑞西に於ける苦き經驗に鑑み其の必要ありと強硬に主張した。之れに對し本邦側は日英追加條約末尾掲載の「重量、尺度及貨幣」の欄に關稅率は現行の銀圓によるべきことを定め其の純銀量すら定めあるに付、佛國提案を更めて規定するの必要なしと應酬した。結局最後に至り本邦は佛國側の提議を相互的に改めた上議事録に挿入することを承諾した。

佛國要求協定稅品表

備考

- 一、○印は對佛本邦提案中に記載せられたるもの、△印は始めて日英協定稅目に包含せられたるもの、×印は始めて日獨協定稅目に包含せられたるものとす
- 二、稅番は明治二十二年大限條約附屬稅目表によるものとす
- 三、輸入額は明治二十五年本邦貿易年表によるものとす

| 序列 | 稅番  | 品名         | 本邦提案稅率<br>(國定稅率案) | 佛國要求稅率 | 佛國との協定<br>稅率 | 輸入額<br>(佛國よりの輸入額) |
|----|-----|------------|-------------------|--------|--------------|-------------------|
| 一  | 一四八 | ×○アニリン染料   | 一〇%               | 一〇%    | 一〇%          | 四、一八千円<br>(一五)    |
| 二  | 七一  | △緋金巾及染金巾   | 一〇                | 一〇     | 一〇           | 五〇四<br>(九)        |
| 三  | 二六三 | △鐵條竿       | 七、五               | 七、五    | 七、五          | 八七二<br>(三五)       |
| 四  | 一五九 | ×○蘇木越幾斯    | 一〇                | 八      | 一〇           | 一八四<br>(九〇)       |
| 五  | 三八六 | △○絹縐子及絹縐縐子 | 一五<br>(一五)        | 一〇     | 一〇           | 三、一七<br>(一〇八)     |

|    |     |                   |        |    |             |                 |
|----|-----|-------------------|--------|----|-------------|-----------------|
| 六  | 二六二 | △塊鐵               | 五      | 五  | 五           | 二、四一<br>(〇四)    |
| 七  | 四二八 | 懷中書計 金又は白金其<br>の他 | 二〇     | 一〇 | 撤回          | 四八六<br>(二五)     |
| 八  | 四六〇 | ×○モスリン            | 一〇     | 五  | 一〇          | 二、四四九<br>(一一九八) |
| 九  | 四六六 | △羅紗(純毛)           | 一〇     | 一〇 | 一〇          | 六四〇<br>(三)      |
| 一〇 | 四六八 | △他の毛織物            | 一〇     | 一〇 | 一〇          | 三、一六八<br>(一一)   |
| 一一 | 四六七 | △○毛織糸             | 八      | 八  | 八           | 三、四〇〇<br>(三三〇)  |
| 一二 | 六   | 武器及彈藥             | (一〇)   | 一〇 | 撤回          | 一、〇三四<br>(四三五)  |
| 一三 | 四四五 | 葡萄酒               | 一〇     | 五  | 一〇          | 一、〇三〇<br>(八三)   |
| 一四 | 四三五 | シャンパン             | (一一、五) | 一〇 | 一〇          | 三、三九<br>(三五)    |
| 一五 | 四三八 | アルコール飲料           | (二〇)   | 一五 | 撤回          | 二、三三四<br>(二二)   |
| 一六 | 三九五 | 石鹼(普通)            | (一〇)   | 五  | 一〇          | 一、六<br>(五)      |
| 一七 | 二二  | 蠟燭                | (一〇)   | 八  | 一〇          | 六四〇<br>(二四)     |
| 一八 | 二三八 | 寶石類               | (二〇)   | 一五 | 假製のもの<br>一〇 | 一、三<br>(一九)     |
| 一九 | 三三七 | 雙眼鏡               | (一〇)   | 一〇 | 一〇          | 六<br>(九)        |
| 二〇 | 四一六 | 香水類               | (一〇)   | 一〇 | 一〇          | 二、五<br>(六五)     |

|    |     |            |      |    |    |    |
|----|-----|------------|------|----|----|----|
| 二二 | 一三一 | サフラン       | (八)  | 五  | 撤回 | 一六 |
| 二二 | 二四三 | 印刷機械       | (五)  | 五  | 五  | 一六 |
| 二三 | 二三五 | 製圖器械       | (一〇) | 八  | 一〇 | 一六 |
| 二四 | 二二五 | バロメートル     | (五)  | 五  | 撤回 | 一六 |
| 二五 | 二三三 | テレスコープ     | (五)  | 五  | 撤回 | 一六 |
| 二六 | 二五八 | バター        | (五)  | 五  | 撤回 | 一六 |
| 二七 | 一四七 | ×クロール酸加里   | (一〇) | 八  | 撤回 | 一六 |
| 二八 | 四一  | 衣裝類(帽子を除く) | (一〇) | 一〇 | 撤回 | 一六 |
| 二九 | 三二六 | オリーブ油      | (一〇) | 一〇 | 撤回 | 一六 |
| 三〇 | 二五〇 | キルク        | (五)  | 五  | 撤回 | 一六 |
| 三一 | 一四七 | 藥品類        | (一〇) | 八  | 撤回 | 一六 |
| 三二 | 一九五 | 鏡、硝子器類     | (一〇) | 八  | 撤回 | 一六 |
| 三三 | 一九二 | 硝子類(其の他の)  | (一〇) | 一〇 | 撤回 | 一六 |
| 三四 | 三七  | 鈕釦         | (一〇) | 八  | 撤回 | 一六 |
| 三五 | 四五五 | ×フランネル     | 一〇   | 八  | 撤回 | 一六 |

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷四二六文書以下

### 第八節 對奧洪國交渉<sup>1</sup>

**奥國の態度** 改正日本奥地利洪牙利間通商航海條約は明治三十年十二月五日奥地利首都維納に於て高平(小五郎)駐奥公使と奥洪國ゴルホウスキー Goluchowski 外相との間に調印せられたが、右調印は陸奥改正條約中最後となつたものである。其後批准書の交換も甚しく遅延し、事實明治三十一年十二月五日に行はれたが、本邦國定關稅定率法の實施を批准交換十ヶ月後となすべきを規定し居る爲め、右批准書の交換の日付は特に遡らせて十一月三十日とした。又一般の例と異り右批准交換を待たず、明治三十一年九月十日之を公布するところあつた。尤も之が全部の實施は條約調印の際行はれた公文交換の結果、日佛改正條約に準じ明治三十二年八月四日となつた。

右の如く日奥條約の調印及批准交換が遷延に遷延を重ねた所以は、奥洪國の政體上重要事項に付奥地利國及洪牙利國双方に於ける政府機關の同意を得る必要のあつたことと、奥國政府に於て會て明治二年舊日奥條約締結の際本邦と諸外國との間の條約に所載せる一切の特權利益を一括規定した故智に習ひ、今回も亦最後に改正條約を締結し、各國の得た全部のものを占取しようと企てたに由るものである。而も舊日奥條約締結の場合と等しく、獨逸政府が其の背後に於て竊に奥國政府と接觸し、日獨條約交渉の際獲得し得なかつたものを日奥改正條約によつて占取せんと策動した形跡なしとしない。即ち日奥改正條約は日獨改正條約中の規定を殆ど全部包含して居り、而して彼の附屬稅目を廢